

# 不正競争防止法等の一部を改正する法律

(2018年5月30日法律第33号)

## はじめに

「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」が2018年5月23日に可決・成立し、同年5月30日に法律第33号として公布されました。施行日は、「一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、規定ごとに施行日が異なっています。施行日が確定しているものは、各規定の説明箇所に記載します。

## <産業財産権法（特許法・実用新案法・意匠法・商標法）>

### （1）中小企業等を対象にした特許料等の軽減措置および出願審査請求費用の値上げ

これまで一部の中小企業等が対象であった特許料等の軽減措置の対象が拡充されます。この規定は、2019年4月1日から施行されます。

なお、特許料等の軽減措置の拡充により特許特別会計において恒常に歳出が歳入を超過することが予想されたため、収支相償となるように、軽減対象外の出願人については出願審査請求料の基本料金が20,000円アップとなります。

#### 【対象】

中小企業（中小企業基本法に定義される企業）、小規模企業（中小企業に該当するか否かを問わず、従業員20人以下の企業）、ベンチャー企業（中小企業に該当するか否かを問わず、設立10年未満の企業）、大学、大学の技術移転を行う業者、試験研究独立行政法人等、福島復興再生特別措置法に係る事業を行う中小企業者が対象となります。従来、3分の2の軽減措置などがありましたが、その対象は、中小企業全体の1／3程度の利用にとどまっていました。

#### 【手続】

現行の軽減措置手続に比べて簡素化される予定

### 【軽減措置の内容】

(国内出願) 出願審査請求料・特許料（1～10年）を以下のとおり軽減

(国際出願) 調査手数料・送付手数料・予備審査手数料を以下の通り軽減

**適用対象： 2019年4月1日及びそれ以降の手続に適用される。**

(ア) 中小企業者、特定中小企業者、試験研究機関等（大学、大学の技術移転を行う事業者、試験研究独立行政法人等）：**1／2軽減**

(イ) 小規模企業（従業員20名以下）、ベンチャー企業（設立10年未満）：**2／3軽減**

(ウ) 福島復興再生特別措置法に係る事業を行う中小企業者：**3／4軽減**

### 【値上げの内容】

出願審査請求費用の内、基本料金のみを値上げし、請求項加算料金は従来通りとする。

**適用対象： 2019年4月1日及びそれ以降に出願された特許出願**

- ・正規の出願審査請求費用の基本料金の**20000円値上げ**（118000円→138000円に値上げ）
- ・特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願の出願審査請求費用の基本料金の**12000円値上げ**（71000円→83000円）
- ・特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願の出願審査請求費用の基本料金の**18000円値上げ**（106000円→124000円）
- ・特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した特許出願に係る出願審査請求費用の基本料金の**16000円値上げ**（94000円→110000円）

詳細につきましては、下記特許庁のサイトを参照してください。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成31年1月8日政令第1号）及び不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成31年1月8日政令第2号）

[https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fusei\\_kaisei\\_h310108.html](https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fusei_kaisei_h310108.html)

出願審査請求料改正のお知らせ（2019年4月1日施行）

[https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/2019\\_ryoukinkaisei.htm](https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/2019_ryoukinkaisei.htm)

### 【コメント】

今回の改正法が施行されると、全ての中小企業が軽減対象となり、また、手続上煩雑となっていました各種証明書の提出が不要となるため、ディスカウント率は低くはなるものの、総合的にみて、今まで以上に使いやすくなると思われます。なお、この制度は、米国からの輸入（米国の「Small Entity」の制度：小規模団体に該当する場合には、特許出願費用等50%減額）と思われます。

ただし、大企業は、出願審査請求費用の値上げとなることから、本改正による恩恵を受けません。

## （2）新規性喪失の例外規定

特許・実用新案の新規性喪失の例外規定（特許法第30条の規定）について、新規性喪失の例外期間（グレースピリオド）が6ヶ月から**1年に延長**されます。また、意匠についても新規性喪失の例外期間（グレースピリオド）が6ヶ月から**1年に延長**されます。

新規性喪失の例外規定の改正は、**2018年6月9日**に施行されました。この規定は2018年6月9日およびそれ以降の出願に適用されます。ただし、2017年12月8日までに公開された発明、考案及び意匠については、施行日（2018年6月9日）以降に出願しても、新規性喪失の例外の規定は適用されない点に留意する必要があります。

詳細につきましては、下記特許庁のサイトを参照してください。

特許法：

[https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/hatumei\\_reigai\\_encho.htm](https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/hatumei_reigai_encho.htm)

意匠法：

[https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/ishou\\_reigai\\_encho.htm](https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/ishou_reigai_encho.htm)

### 【コメント】

新規性喪失の例外の適用を受ける場合、本改正法施行前の日本では6ヶ月の期間しか認められていませんでした。なお、米国や韓国では1年が認められています。日本は、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）を見据えて、米国の1年という例外適用期間（グレースピリオドという）に合わせる予定で準備をすすめました。しかし、トランプ大統領が就任後早々とTPPからの離脱を表明し

したことから、グレースピリオドの延長の話がどうなるかと思われる状況でした。ここにきて、特許法の改正を機に、グレースピリオドの延長を導入することになりました。

### (3) クレジットカードによる特許料等納付

特許料等又は手数料の納付方法は、特許印紙、特許印紙予納、現金納付、電子現金納付、及び、口座振替に加え、新たにクレジットカードによる納付が認められます。この規定は、**2019年4月1日**から施行されます。

### (4) 知財紛争処理手続きの拡充

この改正は、**2019年7月1日**から施行されます。

- ①裁判手続の拡充：裁判所が書類提出命令を出すに際して、非公開（インカメラ）で書類の必要性を判断することができるようになります。また、非公開（インカメラ）で書類の必要性等を判断するにあたり中立の専門家（専門委員）が関与できるようになります。
- ②判定制度の拡充：判定制度の関係書類に営業秘密がある場合に、閲覧制限をすることができるようになります。

### (5) 商標登録出願の分割の適正化

商標登録出願の分割の適正化がされました。商標登録出願の分割の適正化は、**2018年6月9日**から施行され、**2018年6月9日**およびそれ以降の分割出願に適用されます。

具体的には、商標登録出願の分割要件に、「親出願の出願手数料が納付されていること」という要件が追加されました。

詳細につきましては、下記特許庁のサイトを参照してください。

[https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_shouhyou/shutsugan/tanin\\_shutsugan\\_180608.htm](https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/shutsugan/tanin_shutsugan_180608.htm)

[https://www.jpo.go.jp/seido/s\\_shouhyou/bunkatu\\_kyouka.htm](https://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/bunkatu_kyouka.htm)

【コメント】

この改正は、金を払わずに商標出願をし、その出願中に他人に警告や他人からの譲渡申し込みを待つビジネスを行っている人への対策と思われます。その人は、分割出願を行うことで、出願の延命を図っているため、その延命を阻止するのがこの改正です。

## (6) その他

意匠の優先権書類のオンライン交換制度が導入されます。ただし、2019年1月1日現在、その施行日は未定となっております。

<産業財産権法以外の法律>

<不正競争防止法>

### (1) ビッグデータ等のデータの不正取得・使用等に対する差止めの創設

今回の改正でID・パスワード等の管理を施した上で事業として提供されるデータ（例えば、ビッグデータ等）の不正取得・使用及び開示行為が不正競争行為に位置づけられます。また、上記行為について差止請求権等の民事上の救済措置が設けられます。この改正は、2019年7月1日から施行されます。

### (2) 「プロテクト破り」の強化

従来、暗号等の技術的制限手段の効果を妨げる「プロテクト破り」を可能とする機器の提供等のみが不正競争行為とされていましたが、今回の改正で「プロテクト破り」を可能とする役務の提供等も不正競争行為に位置づけられます。この改正は、2018年11月29日に施行されました。

### (3) 裁判手続の拡充

産業財産権法の知財紛争処理手続（裁判手続の拡充）と同様です。この改正は、2019年7月1日から施行されます。詳細につきましては、下記特許庁のサイト又は経済産業省のサイトを参照してください。

特許庁：

[https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou\\_h300530.htm](https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm)

経済産業省

<http://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180227001/20180227001.html>

<JIS法・弁理士法>

**(1) 日本産業規格JISの対象拡大**

日本産業規格JISの対象にデータ、サービス、経営管理等が追加されます。この改正は、**2019年7月1日**から施行されます。認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑が、改正前の上限額（100万円）から1億円に引き上げられます。

**(2) 弁理士業務の拡大**

弁理士業務に、データの利活用や規格（JIS等）の案の作成に関して知財の観点から支援する業務が追加されます。この改正は、**2019年7月1日**から施行されます。

以上